

## 京都市建築法令実務ハンドブックの運用について（お知らせ）

日頃は、京都市の建築行政に御協力いただきありがとうございます。

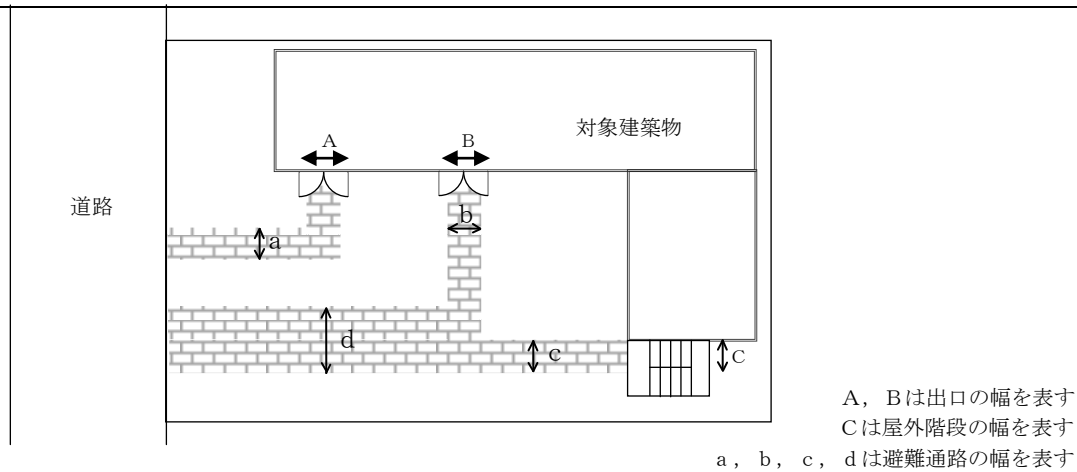
さて、京都市建築法令実務ハンドブックにつきましては、ホームページの内容のとおり、

**修正及び追加**をさせていただきます。なお、京都市建築条例改正において、平成26年10月1日施行に係るものにつきましては、平成26年10月1日から適用となります。

建築確認申請等の申請を予定されている方におかれましては、十分に御注意のうえ、御協力の程お願いいたします。

### 京都市建築法令実務ハンドブックの10月1日適用分

<b>質疑応答編 2-13 「排煙設備の設置免除」</b>			
(旧2-12) 新2-13 排煙設備の設置免除 令第126条の2第1項ただし書き第1号の規定を適用できる部分について			
<b>回答・解説</b> 令第126条の2第1項ただし書き第1号の規定を適用する場合、居室、廊下等の用途の制限はなく、耐火構造又は準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で、床面積100㎡以内ごとに区画すれば全ての部分に排煙設備を設置しなくて良いこととなりますが、 <u>市条例第33条（平成26年10月1日より義務化）で定める建築物の部分については、排煙設備を設けなければなりません。</u> なお、市条例で定める以外のものについても、避難経路（階段部分を除く。）は、その安全性を高めるうえで、排煙設備を設けることが重要であることから、避難経路には適用すべきではありません。			
<b>質疑応答編 2-28 空地等への敷地内の避難通路</b>			
(新規) 法第40条, 市条例第14条の2, 第25条			
<b>2-28 空地等への敷地内の避難通路</b>			
1 市条例第14条の2及び第25条の基準を図表で示すと、次のとおりになります。			
	建築物の用途	対象	避難通路の必要幅員
(1)	体育館等 劇場等	出口等	2 m以上 かつ $a \geq \frac{A}{2}$ $b \geq \frac{B}{2}$
(2)		屋外避難階段	2 m以上 かつ $c \geq \frac{C}{2}$
(3)		2以上の敷地内通路 が接する場合	$d \geq \frac{B+C}{2}$



ただし、以下の場合において、a, b, cそれぞれが一定の幅員を超えた場合、最低幅員を定めています。

当該用途に供する床面積の合計	条件	幅員
【体育館等】 1,000㎡を超え3,000㎡以下	a, b, c $\geq$ 4 m	4 m
	a, b, c < 4 m	a, b, c
【百貨店等】 1,000㎡を超え3,000㎡以下	a, b, c $\geq$ 4 m	4 m
	a, b, c < 4 m	a, b, c
【劇場等】 3,000㎡以下のものすべて	a, b, c $\geq$ 4 m	4 m
	a, b, c < 4 m	a, b, c
【体育館等, 百貨店等及び劇場等】 3,000㎡を超えるもの	a, b, c $\geq$ 6 m	6 m
	a, b, c < 6 m	a, b, c

### 質疑応答編 2-32 既存の建築物に対する適用の除外

(新規)

法第3条, 法第40条, 市条例第43条の4

#### 2-32 既存の建築物に対する適用の除外

法第3条第2項の規定により、市条例第5条第1項、第14条の2、第25条、第33条及び第35条の規定の適用を受けない条例制定以前の建築物及び建築物の部分（以下「既存不適格」という。）について、条例施行以後、増築等（増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え）を行う際は、不適格部分については、法第3条第3項第3号の規定にかかわらず、適用が除外されます。

- 1 敷地内通路の規定についての既存不適格の場合（市条例第43条の4第2項）  
増築等をする部分以外の部分については、市条例第14条の2、第25条及び第33条に規定する敷地内通路、排煙設備の設置の遡及がかかりません。
- 2 個室型店舗の規定についての既存不適格の場合（市条例第42条の4第3項）  
増築等を行う部分以外の部分については、市条例第35条に規定する個室型店舗の直通階段の設置、廊下幅及び戸の構造の遡及がかかりません。

(問合せ先)

都市計画局建築指導部建築審査課

TEL:075-222-3616 FAX:075-212-3657